

第1部 近代日本の農事改良と農民の取り組み

第1章 明治前期の稲作改良農法受容過程における農民の
教育と学習 ―『大日本農会報』の記事を通して―

第1節 遠里農法と学理農法

本章では、系統農会が成立する以前の明治10年代から20年代にかけて、わが国農村で展開された稲作改良農法受容の過程で取り組まれた農民の教育・学習活動を明らかにする。

これまでも明治前期¹⁾におけるわが国稲作技術の形成過程は、農業史の分野では興味深い研究テーマとして取り組まれてきた²⁾。それによれば西南日本、とくに福岡県を中心に形成されてきた在来農法（以下、「福岡農法」と記す）をもとにして福岡県の老農林遠里³⁾（中村直三没後、明治三老農⁴⁾の一人となる）によって形成された農法（以下、「遠里農法」と記す）と横井時敬⁵⁾らの農学士の唱える近代西欧農学の知識・技術を取り入れた学理農法との対抗を軸として、いわゆる明治農法⁶⁾が形成されていったことが明らかにされてきた。

遠里農法と学理農法の対抗は、明治10年代後半から20年代前半にかけて、いわゆる「稲作論争」⁷⁾として展開された。この論争を通して、西欧近代科学を修得した農学士たちから林遠里や愛知県老農小柳津勝五郎等の提唱したいわゆる老農農法に対して「妄説」「非科学的」という反論が加えられ、明治20年代以降、老農たちは農事改良の表舞台から排除されていったのである⁸⁾。農業史研究では、この論争に中心にかかわった農学者（例えば横井時敬）や老農（例えば林遠里）に焦点をあて、彼等の「技術」や「思想」の解明に関心が向けられてきた。最近の林遠里研究⁹⁾において、遠里農法の普及機関であった勸農社¹⁰⁾から全国各地に派遣された実業教師の日記や手紙の分析により、村段階で遠里農法が受容されるにあたっての農民の取り組みも明らかにされてきた。しかし、学理農法も含めて稲作改良農法が村段階で受容されていく過程で農民がどのように対応したかは十分に究明されていないのである。筆者は、明治10年代から20年代にかけての時期に、遠里農法と学理農法の受容をめぐる全国の広範囲の村々で農業技術習得にかかわる教育と学習が展開されたのではないかと考えている。本章ではそのような視点から、村段階において新しい農法を受容する動きとそれに伴って展開された農民の教育・学習活動を明らかにすることにしたい。

分析資料としては、明治14（1881）年5月に創設された、当時のわが国最大の全国的規模

の民間農業団体¹¹⁾であった大日本農会の機関誌『大日本農会報(告)』¹²⁾を用いる。『大日本農会報』の発行部数は会員数の増減により年次別に多少の変動はあるが、明治前期において凡そ5千部以上を刊行し、それが勸業諸会を通じて配布・普及された。このような実態からみて、津田仙の『農業雑誌』とともに当時相当の影響をもっていたといわれている¹³⁾。大日本農会は、その結成の経緯や会員構成からみて官府的・地主的性格の強い団体であったことが指摘されている¹⁴⁾。会員の中には、後に寄生地主化する階層も加わっていた。『大日本農会報』には、こうした地主層を含む会員から、各地の稲作改良の報告や、稲作改良上で直面した問題や疑問が大日本農会へ質問として寄せられている。このような記事を通して、明治前期に農事改良を主導した地主層を含む上層農民の新しい農法受容の取り組み(教育・学習活動)を考察することにしたい。

1. 遠里農法の形成と普及活動

遠里農法とは、林遠里が「発明」し「理論化」したとされる「寒水浸法」、「土圃法」と福岡農法によって構成された一つの農業技術システムであった¹⁵⁾といわれている。その内容は、当時福岡地方で行われていた無床型による深耕、多量の施肥、雁爪による周到な中耕除草などの農法に、遠里自身の発明した寒水浸、土圃両法を加味し、それを中国古来の自然哲学である「天地陰陽の思想」によって理論づけたものであった¹⁶⁾。すなわち、遠里農法は、馬耕による深耕―自給肥料の多投(元肥中心)―寒水浸法―薄播(健苗育成)―疎植(分蘖促進)―蟹爪による5回の中耕除草―周到な水管理―害虫駆除という技術の組み合わせから構成されていた¹⁷⁾。

林は明治10(1877)年に、自らの農法を解説した『勸農新書』を刊行し、福岡県内の各郡役所を通じて800部を各村に配布した¹⁸⁾。当時、稲作の改良指導に着手した福岡県庁が最も重点をおいたのは種籾の選種および貯蔵法であったが¹⁹⁾、林の唱える寒水浸(浸種と選種と貯蔵法とを兼ねた方法)は最も人気を得ていた。林は、明治14(1881)年、第2回内国博覧会および全国農談会において寒水浸法の紹介を行い、全国的に注目を集め²⁰⁾、著書である『勸農新書』(明治14年に増補校訂版を発行)は合計3100部発行された。この読者数について内田は、「読者の中心は、各地の篤農家、勸農関係の役人であった。読者層は、今からみればわずかではあるが、読者層の社会的性格を考えるならば、その影響力が実際の読者数の何倍何十倍にも及んだであろうことは想像に難くない」²¹⁾と指摘している。そ

の後、林は明治17（1884）年に富山県より遠里農法伝習のために招聘されたのを始めとして明治32（1899）年の熊本県に至るまで32府県で巡回指導を行った²²⁾。また、林は遠里農法を習得した農民を実業教師として採用し、明治19（1886）年の石川県への派遣を嚆矢として各地に派遣し、遠里農法の普及指導に当たらせた。そして明治20（1887）年9月前後の時期に実業教師の養成、派遣機関として勸農社なる結社を創設したのである²³⁾。実業教師たちは、派遣地に試験田を設け遠里農法によって稲を栽培し、その地域のどの稲田よりも収量の多いことを実際に示すという方法によって遠里農法を普及していったのである²⁴⁾。

2. 学理農法と農学士の遠里農法批判

学理農法とは、西欧近代農学に裏付けられた技術と福岡農法から構成された農業技術システムである。この農法の中で選種法として横井時敬が提唱した塩水選種法は、遠里農法の特色であった寒水浸法・土田法と対立するものであった。選種法として真水に浸して選別する方法は古くから行われていたが、その効果は薄いものであった。横井は、イギリスの農芸化学者A・H・チャーチの小麦の種子は比重の大なるものが良いとする学説を稲の選種に適用することを着想し、明治15（1882）年福岡農学校兼勸業試験場に着任早々の6月に塩水を使って実験した。その成績は同年8月の『大日本農会報』第14号に「塩水を以て稲種を水選する法」と題して発表された。しかし、この方法は福岡地方以外では当初は評判が良くなかった。例えば、林遠里は「塩気は種子を腐敗させるから良くないし、第一日本中の農家が塩水選を行ったら塩が不足して大混乱になるだろう」²⁵⁾と揶揄を交えて反対したという。老農の中で新しい農学を理解していたといわれた船津伝次平さえも、当初は（明治17年）「種子に塩がつくのは良くない、選種は冬の寒冷な水が最適（これはわが家の家伝）である」²⁶⁾と反対したのである。駒場農学校時代の横井の学友であった酒匂常明も、最初は塩水選に否定的であった。横井自身も明治20（1887）年の著書『農業小学』の序文において、学理をもって経験を補わなければならないと強調しながらも、なお、この時期には「林遠里の寒水浸、土田法については注意を要することを指摘しているが、否定していない」²⁷⁾のである。横井自身が、塩水選種法について未だ確信するまでに至っていなかったからであった。

明治22（1889）年に横井が農商務省に入省した後も福岡県農事試験場では継続して塩水選種法の試験を実施し、明治23（1890）年の第3回内国勸業博覧会において塩水選種法に2

等協賛賞が授与された²⁸⁾。そして明治25(1892)年には横井の『稲作改良法』(明治21年初版刊行)の再版が刊行され、その中で横井は勸業試験場での比較試験の結果にもとづき、最終的に林遠里の稲作改良法の特徴であった寒水浸法と土圃法の「非科学性」を宣言したのである²⁹⁾。学理農法の提唱者たちは、「林遠里農法の最も弱い部分、中国古代の自然哲学である陰陽説に基づく選種法、すなわち寒水浸・土圃法に攻撃を集中させ」³⁰⁾、それに代わるものとして、イギリスの農芸化学者A・H・チャーチの小麦に対する実験を米に転用した横井時敬の塩水選種法を提唱したのである。この批判が功を奏して、林遠里はじめ老農の技術は、明治20年代の中頃以後、急速にその影響力を失い、学理農法がそれにとって代わることになった。全国的に「老農時代」が終わり「試験場時代」(学理農法)がはじまることになったのである³¹⁾。

以上考察してきたように、明治10年代から20年代にかけて林遠里等の老農と横井時敬等の西欧近代農学を修めた農学士との間で農法技術をめぐっての「論争」が展開されたが、その過程を農村の側からみれば、全国の村々でこれらの農法の受容をめぐって農民たちはさまざまな試作や実験等の学習活動をおこない、両農法の有効性を確認する作業行っていたのである。以下では、そうした農民の取り組みを検討することにした。

第2節 2つの農法の受容にみる農民の取り組み

1. 遠里農法の受容にみる農民の学習活動

表1-1は、『大日本農会報』創刊号(明治14年8月号)から明治20年代にかけての記事の中で、遠里農法と学理農法に関する村段階での導入に関する報告を中心にしてまとめたものである。これらの報告は、東北地方の青森県から九州地方の長崎県まで1府20県にわたっている。報告記事の傾向として、明治10年代から20年代前半にかけては遠里農法を受容する試みが多く報告されているが、稲作論争の趨勢が明らかとなる20年代後半になると学理農法を試みる報告が多くなっている。以下では、『大日本農会報』に掲載された記事を通して、遠里農法と学理農法の受容をめぐって展開された農民の学習活動を考察することにした。

表1-1

農民による遠里農法と学理農法の受容活動
 -『大日本農会報』掲載記事-

遠里農法	学理農法	備考
<p>「稲種水浸長短の利害質問」 青森県中津軽郡折笠村長尾介一郎 (NO. 11, M15.5)</p> <p>「稲種に冬季土厩み法及び水浸し法を施すと旧慣法を行うとの比較質問 (NO. 16, M15.10)</p> <p>「稲種浸水法の実験」 愛知県額田郡大平村 通常会員 柴田宗十郎 (NO. 33, M17.3)</p> <p>「稲種浸水法の実験」 長崎県東彼杵郡上波佐見村、通常会員川口太兵衛 (NO. 36, M17.6)</p> <p>「寒水を以て稲種を水選するの理由」 福井県足羽郡福井本町 特別会員 農学士 大塚由成 (NO. 39, M17.9)</p> <p>「稲田試作の景況」(石川県鹿島郡白馬村) (NO. 53, M18.11)</p> <p>「米作改良」 石川県鹿島郡千野村 山口精吉 (NO. 53, M18.11)</p> <p>「農談会」(新潟県西蒲原郡、林遠里を招きて開催) (NO. 55, M19.1)</p> <p>「稲作改良の論示」(石川県) (NO. 57, M19.4)</p> <p>「稲作改良」(石川県) (NO. 58, M19.5)</p> <p>「稲種子寒中土厩及び水浸試験」(富山県) (NO. 59, M19.6)</p> <p>「早稲を早播するの利益」 京都府竹野郡和田村 通常会員 植野佐平治 (NO. 65, M19.12)</p>	<p>「ニガリを以て麦種を水選するの利益実験」 岐阜県 通常会員 長瀬清五郎 (NO. 26, M16.8)</p> <p>「麦奴子防法実験」 和歌山県伊都郡入郷村 岡 規矩之助 (NO. 64, M19.11)</p>	<p>林遠里『勸農新書』刊行 (明治10年11月)</p> <p>横井時敬「塩水選」法 発表 (NO. 14, M15.8)</p> <p>明治20年頃より農学士による林遠里農法への批判はじまる</p>

<p>「石川県稲作改良結果報告」 (NO. 67, M20. 2)</p>		<p>勸農社設立 (明治20年9 月前後)</p>
<p>「稲作改良の景況」 富山県下新川郡役所 (NO. 68, M20. 3)</p>	<p>「稲作改良法の新設」 三重県員弁郡新町村 通常会員 岡田松之助 (NO. 74, M20. 9)</p>	
<p>「稲作改良」 (島根県報告) (NO. 76, M20. 11)</p>	<p>「塩水を以て稲種を水選するの利益」 新潟県南魚沼郡役所 通常会員 関 直六 (NO. 74, M20. 9)</p>	
<p>「稲作改良」 石川県鳳至郡輪島崎町 通常会員 津田正 幸 (NO. 76, M20. 11)</p>		
<p>「広島県安芸郡稲作改良の景況」 安芸郡役所 通常会員 杉山新十郎 (NO. 78, M21. 1)</p>		<p>「米作改良小書」酒匂常 明の林遠里批判 (NO. 80, M21. 3)</p>
<p>「広島県奴可郡稲作改良の景況」 広島県奴可郡本郷村 通常会員 永井 雄 (NO. 78, M21. 1)</p>	<p>「明治20年石川県稲作改良の成績」 (NO. 82, M21. 5)</p>	
<p>「愛知県農況一斑」 (NO. 84, M21. 7)</p>		
<p>「福井県坂井郡稲作改良試験成績」 福井県坂井郡々々長 通常会員 徳山繁樹 (NO. 92, M22. 3)</p>		
<p>「滋賀県伊香郡試験田成績」 (NO. 102, M23. 1)</p>	<p>「林遠里氏米作法に付質問」 岐阜県方県郡小野村 特別会員 田中栄助 (NO. 119, M24. 6)</p>	
<p>「稲作試験の結果」 宮城県登米郡南万部 通常会員 須嶋豊治 (NO. 124, M24. 11)</p>	<p>「稲種をにがりに浸す試験の結果」 山形県飽海郡平田村 通常会員 堀 熊太郎 (NO. 130, M25. 5)</p>	<p>横井時敬著『稲作改良法』再版 (明治25年) において寒水浸法と土囲法を非科学的と批判</p>
<p>「稲作改良試験の結果」 長野県特別通信委員 清水三男熊 (NO. 138, M26. 3)</p>	<p>「神奈川県北多摩郡米作改良組合実況」 (NO. 133, M25. 8)</p>	
<p>「稲作改良試験の結果」 長野県特別通信委員 清水三男熊 (NO. 138, M26. 3)</p>	<p>「米作改良組合改良実施近況」 大日本農会北多摩支会幹事長 川崎平右衛門 (NO. 146, M26. 11)</p>	

<p>「稲作法比較試験」 長野県東筑摩郡松本村 通常会員 有賀近市 (NO. 151、M27. 4)</p>	<p>「稲種選抜方に付質問」 石見国美濃郡吉日村 通常会員 山田永弼 (NO. 148、M27. 1)</p> <p>「選種試験成績」 石川県江沼郡福田村 通常会員 岡本清之門 (NO. 150、M27. 3)</p> <p>「稲作選種試験」 長野県更級郡力石村 通常会員 (NO. 160、M28. 1)</p>	<p>国立農事試験場設置 (明治26年)</p>
<p>「稲作改良会」 香川県阿野郡羽床村大日本農会特別通信委員 (NO. 163、M28. 4)</p>	<p>「稲作改良に就いて」 徳島県那賀郡羽浦村大日本農会特別通信委員 小笠原鶴太郎 (NO. 160、M28. 1)</p> <p>「稲作改良実験」 千葉県海上郡椎葉村 通常会員 槽谷平兵衛 (NO. 165、M28. 6)</p> <p>「稲作改良の結果」 新潟県中頸城郡豊原村通常会員近藤嘉平治 (NO. 174、M29. 3)</p>	
	<p>「米作改良試験方法」 三重県名賀郡国津村農会 (NO. 176、M29. 5)</p> <p>「安房国農会の事業」 安房国農会 (NO. 177、M29. 6)</p>	
		<p>「苗代灌漑と牛馬耕に就いて」 農芸委員 農学士 横井時敬 (NO. 176、M29. 5)</p> <p>勸農社閉鎖 (明治32年)</p>

- 1) 本表では第1号 (明治14年8月) ~183号 (明治29年12月) の記事を検討した。
- 2) 雑誌タイトルの後の () は、発行号数と発行年月を記してある。Mは明治の略語である。
- 3) 本表では在村の上層農民の取り組みを伝えている記事を取り上げた。ただし「遠里農法」欄のNO. 16 (M15. 10) の記事は、東京農学社社員のものであるが、林遠里の説を紹介する上で必要と思われたので掲載した。
- 4) 備考欄には、林遠里と農学士 (横井時敬、酒匂常明) の関連事項を掲載した。

1) 寒水浸・土圃法の有効性についての質問

遠里農法の独自性を示す寒水選法と土圃法が『大日本農会報』誌上に最初に登場するのは、第11号（明治15年5月）における青森県中津軽郡折笠村の長尾介一郎の「稲種水浸長短の利害質問」に対する林遠里（当時大日本農会種芸科農芸委員）の回答の中で言及されている。長尾の質問は次のような内容であった。

「各地農談会の報告を読むに稲種を水に浸すこと長ければ其苗必ず強くして益あるを説けり。然るに本郡獨孤村鳴海仁太郎氏の言を聞くに、氏は一年故ありて僅かに数日間水に浸したる稲種を播きしに其発生収穫共に季に後るる事無く、殊に他稲は水旱の為め大に損害を被りたるも独り充分の収量あり。（中略）蓋し水に浸すこと長ければ苗芽を養うの部分、殆ど腐敗し苗の勢力を弱からしむることなきか、敢えて垂教を乞う。」³²⁾

この質問に対して林遠里は次のように答えている。

「稲種を水に浸すは春暖の候に敢えて行ふを全国の通慣とすれども、余は少しく見る處ありて積年之を試験するに、総て種子は播下の後発生速やかなれば其性弱く、遅ければ其性強し。因って地中に於て永く生気を保たしむるに利あることを覚ゆ。稲は元来春生し秋熟するものなるが故に、種子は必ず寒気に触れしめて後、播下するを適當とす。（中略）余、明治二年、寒中水浸及び土圃等の方法を發明し、爾來広く農民に伝えしに、之を施行するもの漸次に増加し、我県内の如きは方今既に十の八、九に及べり。是を以て水浸しの長きに益あるを知るべし。」³³⁾

続いて第16号（明治15年10月）に、東京学農社の社員齊藤健治が「稲種に冬季土圃法及び水浸法を施すと旧慣法を行うとの比較質問」と題して次のような質問を行っている。

「稲種は冬季土中に圃い、或は水中に浸して寒気に触れしめ然る後、季節を待て播くを良とするの説あり、此法、旧來の習行に比べれば實際の収量、果して如何。乞う幸に明示せられんことを。」³⁴⁾

この質問に対して林遠里は「余が發明せし所の稲種寒中土圃及び水浸（日數百十五日内外）の二法と旧慣水浸（日數二十日内外）法との収量を比較するに左の如し」と述べ、林自身を含め5人の福岡県の老農の試作結果を提示し、「歳の豊凶、地の肥瘠及び中耕の淺深等に由りて、一段歩の収量多きは壹石七八斗に及び、少なきは貳斗内外に過ぎざることあり」³⁵⁾と寒中水浸及び土圃法の優位性を主張している。

すでに『大日本農会報』第14号（明治15年8月）誌上に横井時敬は塩水選法を発表しているが、この方法が広く支持を獲得するのは明治20年代に入ってからである。明治10年代か

ら20年代前半にかけては遠里農法に関する情報が『大日本農会報』誌上を通じて数多く提供されていた。

2) 遠里農法の受容と農民の学習（1）－石川県の場合－

遠里農法を積極的に奨励したのが石川県であった。石川県での林遠里および林の推薦を受けて送り出された福岡県の実業教師らの活動については、内田和義³⁶⁾や西村卓³⁷⁾の研究によって明らかにされている。それによれば、県当局は林の農法に注目していたようで、明治14（1881）年2月発行の『石川県勸業月報』第29号に土田と寒水浸が紹介されている³⁸⁾。明治15（1882）年9月には珠洲郡の農業不振を憂慮した郡内の有志が、県を通して福岡県から稲作教師の派遣を依頼している。県当局はこの依頼を受けて翌年に福岡県夜須郡の老農、長沼幸七を招聘した³⁹⁾。明治17（1884）年には林が石川県に招聘され、各地を巡回し、演説をおこなった。これを契機に、石川県での稲作改良事業は「福岡農法を第一等のものとして推進されていく」⁴⁰⁾のであった。そして、明治18（1885）年より19か所の試作田を設置して、遠里農法の実証普及が進められたのである⁴¹⁾。このような背景の中で、『大日本農会報』には明治18（1885）年から21（1888）年にかけて石川県各地からの報告が掲載されている。第53号（明治18年11月）の「稲田試作の景況」では、遠里農法に取り組んだ村の報告がされている。

「石川県鹿島郡白馬村に於て、稲作試験のため村内中等の地質沓段三畝七歩の試作田を設け、筑前国林遠里の説に拠り、種子は寒水浸を以て精撰し、耕耘は馬を用い々に收穫米五石一斗七升九合八勺を得。」⁴²⁾

このような稲作試験を村内で実施したのは、篤農とか精農といわれる農事改良の指導的な農民であったと思われる。同じ号の「米作改良」と題する報告は、遠里農法と旧来農法との比較試験をおこなった農民の報告である。

「石川県鹿島郡千野村山口精吉なるもの、本年米作の改良を為さんがため同村地内中等の耕地に於て改良法、折衷法、舊慣法三種の試験田を設けたり。改良法は林遠里の説に従い種子土圈、寒水浸となし、馬耕三回、蟹爪打をなせるもの。折衷法は林遠里の法と舊来の法を折衷せるもの。舊慣法は総て舊来の法を用いたるものなり。」⁴³⁾

その結果、改良法の反収は旧慣行法に比べて約2倍の増収をもたらしたのである⁴⁴⁾。

『大日本農会報』誌上にも次のような県当局の成果を誇る報告が寄せられている。

「石川県に於ては一昨明治17年、福岡県老農林遠里を聘し米作改良の法を説きしより、

昨年之を实地に試みたるに、各郡とも大に著しき結果を顕したるを以て米作改良の忽せにすへからさるとは一般農家の傾心する所となり、（以下略）」⁴⁵⁾

また、次のような報告も寄せられていた。

「本県稲作改良のため、先年以來、福岡県人林遠里を聘し、同人發明寒水漬等の方法をして各郡に伝習いたさせ、之が改良を奨励せしに、大いに好結果を得、既に本年の如きは坪刈実験に於て耨段歩に六石九斗九升の収穫ありしという報告を得、これ実に県下未曾有の増収獲なるを以て、或は疑心を懷きしものも之ありしか、今回本県博物館に於て開設せし米陶器品評会に際し、該稻株出品いたし候に付、審査員一同に於て其稻株に就き試験せしに果たして増収獲を得るは別紙成績書の如くに之あり。」⁴⁶⁾

県当局の後押しがあったこともあって、遠里農法による稲作改良はかなり広範囲に広がっていった。例えば、「稲作改良」（第76号、明治20年11月）と題する報告にみられるように、地域の神社の祭典の場で稲穂品評会が開催されている。その時の審査主任を務めた吉村公七は、勸農社から派遣された実業教師であった⁴⁷⁾。

「石川県能登国鳳至郡石休場村外貳拾六ヶ村にては、戸長川尻孫左衛門の奨励と有志者の熱心とにて曩に米作改良の爲め同盟規約を設けしより、各村互いに競争の勢あり、因りて去十月六日部内本江村なる大幡神社の祭典を期とし、稲穂供神会を同社に開き、各自の稲穂耨株を此会に持参することとなししに其出品貳百六拾種あり。予て福岡県より聘用の農業教師吉村公七氏を審査主任となし、優等品五拾五種を選出せしめ、（以下略）」⁴⁸⁾

石川県では、県当局の督励施策の後押しを受けて遠里農法が積極的に導入されたが、その際、農民は無批判に受動的に遠里農法を受け入れたのではなかった。試作を行い、その有効性を確かめるといふ活動を行っている。このような農民の試み（学習活動）によって効果があると認識されて遠里農法は受容されていった。このような石川県での遠里農法導入による成功例の報告は各府県で注目を受け、同農法は導入されていった⁴⁹⁾。次に石川県以外での動きをみてみることにしよう。

3) 遠里農法の受容と農民の学習（2）－石川県以外の場合－

大日本農会の会員構成からみて、『大日本農会報』誌上に稲作改良報告を行ったのは在村の篤農的地主や勸業関係の吏員や農業技師等であったと思われる。彼等は『大日本農会報』や林遠里の著書を通じて彼の見解に精通していたと思われるが、一般の農民が林の農法を知る機会となったのは林とその門人の講話や伝習活動に参加することを通じてであっ

たと思われる。林の巡回指導の様子を伝えているのが、第55号（明治19年1月）に掲載された新潟県西蒲原郡の農談会の記事である。

「本会農芸委員林遠里が此地に到着の日割なるを幸とし、午後より氏を招きて稲種精選、寒水浸、土圃、秧田培養、田土耕耘、米質改良等につき説話を請いしに、聴衆無慮式百五十名に及ぶ。」⁵⁰⁾

遠里農法に共鳴した農民の中には、資金を出し合い福岡県から実業教師を招聘し、遠里農法の伝習を実施する場合もあった。

「去明治十九年の冬初より有志者の鼓舞によりて漸その必要を感じ、之に注意する者あり。去一月、本会農芸委員林遠里氏の照会を以て福岡県人松隈藤蔵氏を聘し、郡内（広島県安芸郡一引用者）の共有金を以て改良に着手するに至れり。」⁵¹⁾

遠里農法を導入した地域で、率先して遠里農法の試作を行ったのも、有志の篤農的地主層であった。

「島根県漣摩郡大田村、安井好尚⁵²⁾及び清水栄吉が林遠里法に依りて試作せる早稲は、去十三日、郡書記、戸長、勸業委員、実業教師及び試作人立会、歩刈をなせしに大江早稲は少なきは初量貳升九合七勺、此壱段歩収穫米四石四斗五升五合（五合摺とす、以下同じ）、多きは初量三升七合、壱段歩収穫米五石五斗五升、平均壱段歩収穫米四石八斗四升にして、之を旧慣法に比すれば壱石八斗四升の増収なり。」⁵³⁾

有志農民が遠里農法導入を主導したところもあれば、地域によっては、村会で決議して実業教師を招聘し、村をあげて遠里農法の伝習を実施するところもあった。

「昨明治十九年の冬、本会農芸委員林遠里氏の来たりて同氏の経験を説き、稲作の改良を勤めしより大に上下の感触を起し、遂に村会の議決を経て実業教師を福岡県より聘し、試験田を郡内（広島県奴可郡一引用者）八か所に設け、毎村に伝習生貳名乃至六名を出し、又毎村に委員貳名を置き、本秋その登熟を俟ちて歩刈せし結果左の如し。（以下略）」⁵⁴⁾

2. 学理農法の受容にみる農民の学習

1) 比較試験（実験）を試みる農民

横井時敬が塩水選を『大日本農会報』誌上に発表したのは明治15（1882）年8月（第14号）であった。その翌年8月の第26号に岐阜県加茂郡和知村の通常会員長瀬清五郎の「ニガリを以て麦種を水選するの利益実験」と題する報告が掲載されている。

「本会報告第十号（第14号の誤りと思われる一引用者）に掲げし会員、福岡農学校横井時敬氏の法に係る塩水を以て稲種を水選する法、（中略）麦種を水選し圃を圃して之を播き以て其景況を注視せしに、ニガりに沈みし種子は発芽生長の勢共に宜しきのみならず、稈の長さ齊しく且つ粒実、最も肥大なれとも、其浮みしものは全く之に反し秕を生ぜしこと甚だ多く二十穂中三四穂は麦奴の害を被りたり。」⁵⁵⁾

遠里農法の場合もそうであったが、塩水選法を含む学理農法の受容をめぐっても、それを主導したのは在村の地主層や勸業吏員等であった。「稲作改良法の新設」と題する報告（第74号、明治20年9月）で、三重県員辨郡新町村通常会員 岡田松之助等3名の有志農民の活動も、そうした取り組みとみることができよう。

「我地方の稲作を改良せんため今回、予並びに岩谷善平、藤田方の三名発起人となりて郡内各村に試作人貳三名つつを誘致し、先本年より施行の目的を以て過般左の稲作改良法⁵⁶⁾三百部を印刷し、之を試作人に配布したり。」⁵⁷⁾

1.の2)で紹介したように、県当局の後押しで遠里農法を導入した石川県では、遠里農法を導入して4年目が経過した明治20年になると、遠里農法の普及が必ずしもうまくいっていないことを県当局も認めるざるを得ない状況も見られた。

「本表は林遠里の米作改良方に抛れる本県試作四年目の成績なり。表中、増穫の多からざるものを調査するに、舊慣に泥み苗代播種量の多きと植付期節を急ぎ、殊に浅く耕す等の習弊いまた脱せざると肥料の適度を得ざる等の失敗に因る。」⁵⁸⁾

石川県江沼郡福田村の大日本農会通常会員岡本清之門の「選種試験成績」（第150号、明治27年3月）は、次のように報告している。

「米作改良法は選種法、耕耘法、肥料の調合、土壤に抛り施肥の加減、苗代の仕立法等種々ありと雖も、其の主要なるは種子選択法なりとす。古来吾が江沼郡に於ては種籾を唐箕に掛け、之を俵に入れ（五升或は一斗づつ）貯蔵し、春彼岸後に至り水に漬け二十日間置きて之を揚げ、二三日間日光に乾し、温湯に浸して発芽を促し、稲や発生したる籾を苗代田に播下するを例とす。然るに明治十七年、老農林遠里来たりて寒水浸、土圃の法を勸奨せり、（中略）之を一般の農家に普及せんとするは容易の事にあらず。終に失敗する者多きが為めに該法は行われず。此に種籾を塩水に浸して精選する法あり、之も亦連年試みたるに、先づ米作の改良は此の法に若くものなし。何となれば第一手数容易にして失敗の憂いなし、第二収穫を増し、第三馬鹿稲（男稲とも云う）を生ぜざればなり。」⁵⁹⁾

岡本は、江沼郡内での約10年来の種子選択法の試行錯誤から、林遠里の提唱する寒水浸、

土圃の法よりも塩水選法の方が簡便でかつ収穫の増収をもたらすことを身をもって体験したことから塩水選種法の有効性を主張している。有効性が示されたといっても、多くの農民はすぐに取り入れることをしないのである。それ故、遠里農法の受容の場合にも見られたが、時には農談会などで決議して受容を強要する地域もあった。

「塩水を以て稲種を水撰するの利益あることは既に農家の知れる所なれども、唯些少の労費を厭いて施すもの甚少なし。因りて我郡（新潟県南魚沼郡一引用者）にては去明治十八年、秋季農談会の決議を以て此法を普及せしめんため、各村に撰種委員を置き、先昨十九年これを施さしめ其結果の報告を徴せしに、其尠段歩の増益米四、五升乃至壹斗五升あり。各所収穫の平均量を新舊法に比較すれば左の如し。（以下略）」⁶⁰

2) 農学上の知識を求める農民

明治24（1891）年6月の第119号に、岐阜県方県郡小野村の特別会員田中栄助⁶¹から「林遠里氏米作法に就き質問」という、遠里農法に対する学理上の批判の根拠を問う質問が掲載されている。

「林遠里氏の米作改良法中に種子寒水浸の事あり。又味噌粕、焼酎粕等を多量に肥料となすの事あり。是を以て学理上より反対して大いに之を有害無益なりとなすものあり。然れども、元来同氏の改良法中、その何等の諸点が学理に合わさる小生いまた詳細に之を区別せしものを見聞せず。故に、数年来これを实地に試むといへとも未だ十分の結果を見ず。而して、此感を抱くもの豈に小生のみならざるへしと思わる因りて、学理の標準に照らして其有害無益の点を挙げ、以て詳に小生等に拠るべき所を示されんことを希望す。」⁶²

このように、取り入れようとする農法の学理的（科学的）根拠を問うという態度をもって、農学上の知識を求める農民も存在したのである。

この質問に農芸委員農学士森要太郎は、次のように林遠里の寒水浸及び土圃法の非実利性を指摘している。

「実に林氏の米作法は諸点に於て可なり。然れども一般に其の骨髄とも認められたる寒水浸及び土圃法の学者に容れられず。且これを正当に実試するも決して氏の唱道するか如き大利なく、或は却りて其の法の危険なるを知りたるを以て、漸次人望を落とすに至りたる状勢なきにあらず。」⁶³

農学への接近を郡農会が率先して行った地域もあった。例えば、現在の千葉県安房地方の安房国農会の取り組みにみることができる。

「本会に於て有志者三千余金を醸集し、四ヶ年間継続の事業として農科大学卒業の教師を傭聘、毎年四月より十月迄の間は各町村耕地を巡視し、実地に就いて耕種の適否を説話せしめ、十一月より翌三月迄の間は郡内適宜の地に農事講習所を開き、教師をして簡易なる農学の大意を講話せしめ、以て農家の子弟をして科学的進歩の利益を知らしむることを期し、(中略)最も改良に着手したる町村にては、苗代総数貳百七拾七カ所中、種子を塩水選したるもの百四十五、苗代を改良したるもの九拾五カ所の多きに及び。」⁶⁴⁾

これまでの考察から、明治前期のわが国農村内部では、遠里農法にしても学理農法にしても、新しい農法を導入しようとした在村のリーダー層は、勸農社や農学士の教えを無批判に受動的に受け入れたのではなく、農談会を開催し、改良農法についての説明を聞き、試作田でその成果を確かめ、その地域に合ったように改良するなど主体的に受け入れていった。とくに、学理農法を取り入れるあたって、学理農法による遠里農法批判の根拠を問うといった客観的な態度をもつ農民もみられたのである。

本章で考察したように、明治前期にあつては福岡農法を中核として、選種法として、林遠里の提唱する「寒水浸法・土圃法」を採り入れるのか、それとも横井時敬等の農学士の提唱する「塩水選種法」を採り入れるのかという対立がみられた。この対立を村段階で見ると、両農法の受容をめぐるさまざまな試行錯誤が展開され、農民は体験的に両者の優劣を確かめていったのである。農民の前にどのようなすぐれた技術があつても、「それを受容する農民が無能であつては生産力の増大には結びつかない」⁶⁵⁾のである。教えられた農業技術を理解し、自己の経営に活かす能力が農民には求められるし、時には、その土地々々に合うように技術を変容し、応用する能力も必要であつた。そうした意味で、明治前期に展開された2つの農法の有効性を確かめる活動は、近代日本の農民が全国的に展開した農業技術にかかわる教育と学習活動であつたとみることができよう。そこにみられた教育・学習の形態は、各村内の試作田を使って試作し、その成果を多くの農民に示すことによつて納得させるという方法であつた。このような方法を徳島県那賀郡羽浦村の大日本農会特別通信委員であつた小笠原鶴太郎は「開發的手段」と記している。

「米作改良の忽諸に付すべからざるや、今更喋々を要せざるなり。而して其改良の手段方法は種々ありと雖も、就中適切なるものは模範田を起し之か事実を目撃せしめ、以て有志者を導くにあり、則ち本県、各郡市は去る廿四年以来、稲作教師を石川県に聘し、之を實際に施行せしに大に功績を挙ぐるに至れり。(中略)とくに農家に在つては祖先伝来の慣習を墨守し、誠に進取の氣象に乏しきを以て、彼の注入的に属する誘導法の如きは到底

実効を見る能はず。宜しく開発的手段を取り、实地に之を目撃せしめ、自己に觀念を与ふるに如かざるなり、是れ、模範田実施の奏功ありし所以なり。」⁶⁰

このように、新しい農法を実際に試み、その成果を示すという方法は、在村地主層を中心とする上層農民層がとったやり方であった。こうした方法は、生産活動に従事している農民にとってきわめて説得的なやり方であった。

【註】

- 1) 明治前期といえ、明治元(1868)年から明治23(1890)年ごろまでと考えられるが、農政史では農商務省や大日本農会の結成(明治14年)に至るまでの時期を明治初年として区分する見方もある(「明治前期農政の動向と大日本農会の社会的役割『大日本農会報明治期間記事索引目録』農業総合研究所、昭和35年)。農事改良史研究(例えば本稿で先行研究として取り上げる西村卓の研究)では、明治26(1893)年の国立農事試験場の設置等により農事試験場技術の全国的な普及体制が整い、いわゆる「老農時代」が終焉する明治20年代後半頃までを明治前期として扱っている。本稿での考察の中心は『大日本農会報』創刊(明治14年8月)から明治20年代後半までであり、明治前期として時期区分をおこなった。
- 2) 例えば、農法研究会編『農法展開の論理』(御茶ノ水書房、昭和50年)の3。「明治農法の形成過程」、4。「近代日本における農業革命」、海野福寿編『技術の社会史』(有斐閣、昭和57年)3巻第6節「在来農法と欧米農法の拮抗」参照。
- 3) 天保2(1831)年1月24日に福岡藩士林直内の次男として生まれた。奈良伝二の没後明治3老農の1人に加えられた。明治39(1906)年1月30日病没。
- 4) 大西伍一著『日本老農伝(改訂増補版)』(農文協、昭和60年、p.27.)によれば、老農とは、従来、篤農家・精農・力農等と呼ばれている農蚕林の原始産業に功労のあった人物のうちで最も優れた人々に対する一種の思慕的敬称である。また、『日本近代教育百年史第7巻』では、「老農とよばれる人物は、主として地主・豪農といわれる階層に属し、農業内部から一斑農民を啓発し、農談会の組織化や伝統的農法とかかわった新技術等の交換等を通じて農業生産力の向上に貢献した人たちであつ

た。」(p.365.)

明治3老農とは、当初は船津伝次平、奈良専二、中村直三の3人であった。

- 5) 農学者・農業技術教育指導者。安政6(1859)年～昭和2(1927)年。明治32(1899)年最初の農学博士の一人となる。駒場農学校(現在の東京大学農学部)卒業後福岡県農学校の教諭となり在職中の明治15(1882)年に近代的な米麦撰種法を発見した。後、帝国大学農学部教授、東京農業大学学長となる。
- 6) 明治農法とは、老農によって開発された稲作の諸技術をベースとして、わが国の農業に適合できる科学的技術を摂取して形成された農法である。「乾田馬耕」「深耕多肥」「多肥多労」という3つの系列として展開し、次第に統一されて多肥・集約的農法を構成していった。この農法が普及・定着するのは大正期以降であるにもかかわらず「明治農法」いわれるのは、明治37(1904)年の農商務省の「米作注意事項」に関する論達で、この農法の骨格が示されたことによる(『加除式農業技術体系、作物編1』農文協、昭和50年、p.118.)。
- 7) 伴野泰弘は、論争とはいいいながら実際には近代農学士たちが一方的に公的メディアをとおして攻撃をするのみで、公的な反論権が老農たちには保証されていなかったものであり、論争としてのまともな体をなしていなかったと指摘している(西村卓『「老農時代」の技術と思想』ミネルヴァ書房、平成9年、p.18.)。
- 8) 同上書の「はしがき」。
- 9) 近年の研究動向として明治以降の学理的手法に基づく農業近代化の再検討が行われ、あらためて老農農法のとらえ直しを行おうとする研究がみられる。例えば、内田和義(『老農の富国論』農文協、平成3年)と西村卓(『「老農時代」の技術と思想』ミネルヴァ書房、平成9年)の研究は、新しい資料を駆使して従来の林遠里像に修正を迫る成果をあげている。両者の林遠里評価の視点の置き方に違いはあるものの、林遠里等の老農農法を再評価する点では一致している。
- 10) 林遠里が明治7(1874)年に創設した林の開発した農法普及のための指導者養成教育機関。明治32(1899)年閉鎖。
- 11) 『明治農書全集第1巻』(解題)農文協、昭和58(1983)年、p.324。
- 12) 明治25(1892)年5月の第130号より誌名の一部「報告」の告を削除して「報」に変更している。以下では『大日本農会報』に統一して記すことにする。
- 13) 前掲「明治前期農政の動向と大日本農会の社会的役割」p.26。

- 14) 大日本農会創立時の会員構成をみると、名誉会員には政府高官が名を連ね、会則により議事の権限をもつ特別会員には農商務省や開拓使の勸農官僚が占め、通常会員に老農・勸農的地主が名を連ねている。(同上『大日本農会報明治期間記事索引目録』p.23.参照)
- 15) 西村卓前掲書、p.122.
- 16) 農法研究会編前掲書、p.74.
- 17) 内田和義前掲書、p.76.
- 18) 同上書、pp.59~60.
- 19) 『福岡県史近代史料編 福岡農法』西日本文化協会、昭和62(1987)年、p.801.
- 20) 内田和義前掲書、p.60.
- 21) 同上書、p.24.
- 22) 同上。
- 23) 西村卓前掲書、p.57.
- 24) 内田和義前掲書、p.25.
- 25) 金沢夏樹・松田藤四郎編著『稲のことは稲にきけ』家の光協会、平成8(1996)年、p.115.
- 26) 同上書、p.116.
- 27) 前掲『福岡県史』、p.802.
- 28) 同上、p.805.
- 29) 西村卓前掲書、p.201.
- 30) 内田和義前掲書、p.3.
- 31) 西村卓前掲書、p.202.
- 32) 『大日本農会報』第11号(明治15年5月)、p.25.
- 33) 同上誌、p.26.
- 34) 『大日本農会報』第16号(明治15年10月)、pp.25~26.
- 35) 同上誌、pp.26~27.
- 36) 内田和義前掲書、第3章3節。
- 37) 西村卓前掲書第2章6節、第3章1節。
- 38) 内田和義前掲書、p.71.
- 39) 西村卓前掲書、p.51.長沼は福岡県勸業試験場から派遣された。

- 40) 同上書、p.52.
- 41) 宮森久男『石川の農耕とむら創りの歩み』（自費出版）、平成8（1996）年、p.21.
- 42) 『大日本農会報』第53号（明治18年11月）、p.61.
- 43) 同上。
- 44) 同上。
- 45) 『大日本農会報』第58号（明治19年5月）、p.37.
- 46) 『大日本農会報』第67号（明治20年2月）、p.64.
- 47) 西村卓前掲書、p.99.
- 48) 『大日本農会報』第76号（明治20年11月）、pp.74 ~ 75.
- 49) 西村卓前掲書、p.96.
- 50) 『大日本農会報』第55号（明治19年1月）、p.13.
- 51) 『大日本農会報』第78号（明治21年1月）、pp.52 ~ 53.
- 52) 邇摩・安濃両郡きっての大地主であり、かつ稲作改良、養蚕振興、畜産改良に尽力し、学校教育にも意をそそいだ篤農家・名望家であった（西村卓前掲書、p150.）。
- 53) 『大日本農会報』第76号（明治20年11月）、pp.63~64.
- 54) 『大日本農会報』第78号（明治21年1月）、pp.53~54.
- 55) 『大日本農会報』第26号（明治16年8月）、pp.21~22.
- 56) この稲作改良法の中には塩水法の解説がみられる。
- 57) 『大日本農会報』第74号（明治20年9月）、pp.43~44.
- 58) 『大日本農会報』第82号（明治21年5月）、p.60.
- 59) 『大日本農会報』第150号（明治27年3月）、p.36.
- 60) 『大日本農会報』第74号（明治20年9月）、pp.44~45.
- 61) 明治32年の濃尾震災の後、農村振興のために結成された岐阜県振農会の指導的なメンバーの一人である（『岐阜県史、通史編、近代下』昭和47年、p.566.）。
- 62) 『大日本農会報』第119号（明治24年6月）、pp.37~38.
- 63) 同上誌、pp.38 ~ 44.
- 64) 『大日本農会報』第177号（明治29年6月）、p.32.
- 65) 内田和義前掲書、p.25.
- 66) 『大日本農会報』第160号（明治28年1月）、pp.20~21.